

令和4年12月27日

日本移植学会 理事長 江川 裕人
日本臨床腎移植学会理事長 剣持 敬
日本内科学会 理事長 南学 正臣
日本腎臓学会 理事長 南学 正臣
日本透析医学会 理事長 武本 佳昭

イスタンブール宣言 2018 5学会共同宣言（日腎～日内会修正 12・20）

20世紀の最大の医学的進歩の一つである臓器移植は、世界中で数十万人の患者の命を救い、その生活の質を改善してきた。ドナーとその家族による数え切れない寛大な行為と、ひたむきに努力してきた医療専門職による多くの科学的・臨床的進歩によるものである。このような功績の中で、臓器取引や臓器摘出のための人身取引、また貧しく弱い立場の人々から臓器を購うために海外に赴く患者など、数多くの事例が報告されている。

この非倫理的な行為による喫緊で拡大する問題に取り組むため、国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年4月にイスタンブールでサミット会議を開催し、イスタンブール宣言を発出した。以後同宣言は135カ国以上の国の臓器移植関連医学会や国際的医学会、政府機関によって支持されてきた。同宣言を広め、各国の取り組みを見守るためにTTSとISNは2010年にDeclaration of Istanbul Custodian Group（DICG）を設立し、10年を経た2018年には臓器取引や移植ツーリズムに関連した課題の変遷に対応し、同宣言の2018版が採択されている。その骨格は臓器取引（organ trafficking）、臓器摘出のための人身取引（trafficking in persons for the purpose of organ removal）、移植のための渡航（travel for transplantation）、移植ツーリズム（transplant tourism）は非倫理的であり、臓器提供と臓器移植の自給自足（self-sufficiency in organ donation and transplantation）、臓器提供における金銭的中立性（financial neutrality in organ donation）が守られるべきとされる。

わが国では1997年10月に「臓器移植法」が施行され、本年で25周年を迎える。今回日本移植学会は日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会と共に、イスタンブール宣言2018版を共同で承認した。移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく最大化され、公平に、それを必要とする人々に分配されなければならないという、臓器移植専門家と関連分野の5学会の決意をここに表明するものである。